

電波防護指針 改定の考え方

令和8年6月
電波防護指針の在り方に関する検討作業班
事務局

1 改定する事項

【実現したいこと】

- ・ 補助指針を適用できない、基地局等から10cm未満の地点において、評価を可能とする。
- ・ 電磁界強度指針及び補助指針を適用可能な、基地局等から10cm以上離れた地点においても、局所吸収指針による評価を可能とする。

※「基地局等」の「等」は、陸上移動中継局や地球局(中継)等の中継装置を想定。

【そのために改定すべき点】

- ⇒ 電波防護指針の「局所吸収指針」では、基本制限に基づき、全身平均SAR及び局所SARの指針値が規定されているが、局所吸収指針の対象は、「携帯電話端末等の小型無線機」とされている。ここに、対象として基地局も含めることで、基地局のSAR評価が可能となる。

なお、電波防護指針に基づく評価の流れは、同指針「2. 1. 5 電波防護指針の適用手順」において以下のとおり規定している。

- ・実際に評価を行う場合は、放射源等の条件にかかわらず電磁界強度指針を最初に適用する。
- ・評価する対象が、電波利用の実情が認識され電波防護指針の主旨に基づいた電波利用を行うことが可能な場合は、管理環境を適用し、このような条件が満たされない場合は、一般環境を適用する。
対象とする全空間(場所)において電磁界強度指針が満足されている場合は、その空間(場所)は安全であると判断する。
- ・対象とする空間の電磁界は、一般的に不均一又は近傍界であることが多く、こうした状況において電磁界強度指針が満たされない場合には、補助指針による詳細な評価を行うことによって、安全かどうかを判断できる。
- ・さらに、補助指針を適用できない、人体と電磁放射源が近接した場合には、局所吸収指針による評価を行う。

2 局所吸収指針の改定案

- 現状、局所吸収指針の主な対象は、「携帯電話端末等の小型無線機」と規定されており、基地局は対象とされていない。
- 今般の検討の結果として、人体の近くで使用することが想定される基地局については、同指針の中で対象であることを明示する必要がある。
- そのため、「局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機及び人体の近接が想定される携帯電話基地局等であり」というように改定する。

※赤字部分を追記。電波防護指針における以下の記載を参照したもの。

(p.3「1. 定義」)

(8)「局所吸収指針」とは、主に身体に極めて近接して使用される無線機器等から発射される電磁波により、……

(p.11「2. 1. 5 電波防護指針の適用手順」)

さらに、補助指針を適用できない、人体と電磁放射源が近接した場合には、局所吸収指針による評価を行う。

(p.22「2. 2. 3 局所吸収指針」)

局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射源に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。

※出力が大きいマクロセル基地局については、人体の近くで使用することが想定されていないため、対象には含まない。